⑸　事業内容　入札参加者は、開札の結果、落札者とされた場合は、特別目的会社(以下「事業者」という。)を設立し、以下の業務を行う。

①　ＰＦＩ事業　ＰＦＩ手法（ＢＴＯ方式）による、本施設等の施設整備業務（設計業務、建設業務、及び工事監理業務。既存施設の解体撤去を含む。）、維持管理業務及び運営業務。

⑹　事業期間　事業契約締結日から平成37年３月31日まで。既存施設の解体撤去については平成25年９月30日まで

2　競争参加資格

⑴　基本的要件

①　入札参加者は、１．⑸①に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。)であること。

また、入札参加希望者は、応募グループを構成する企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、応募グループを構成する企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。)を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うものとする。

②　代表企業及び代表企業以外の応募グループを構成する企業は、事業者に出資を行うこと。ただし、代表企業は必ず事業者に出資を行うものとするが、応募グループを構成する全ての企業が事業者に出資を行う必要はないものとする。

また、事業者の株主は次のアからウの要件を満たすこと。

ア　代表企業及び構成員（代表企業以外の応募グループを構成する企業で事業者に出資を行う企業をいう。以下同じ。)である株主が、事業者の株主総会における全議決権の過半数を保有すること。なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。)は代表企業又は構成員として参加することは出来ないものとする。

イ　代表企業及び構成員を除く一の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

ウ　事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有し、警察庁及び国土交通省（以下、両者を総称して「国」という。)の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

③　応募にあたり、代表企業、構成員又は協力会社（代表企業及び構成員以外の応募グループを構成する企業で、事業者に出資は行わないが、事業開始後、事業者から直接業務を受託すること又は請負うことを予定している企業をいう。以下同じ。)のそれぞれは、１．⑸①に掲げる業務のうち、いずれの業務に携わるかを明らかにすること。

なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとするが、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務とを兼ねることはできないものとする(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。)。また、各業務は、代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えないものとする。

また、各業務における第三者への委託又は下請負人の使用については、事業契約書（案）に示す手続きに従うものとする。

④　代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに限り、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、その事情を検討のうえ国が認めた場合はこの限りではない。

⑤　代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社でないこと。

⑥　当該応募グループの代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社でないこと。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除くものとする。

⑦　上記⑥の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準に該当する場合をいうものとする。

ア　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、ａについて子会社（会社法２条第３号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又はｂについて子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。)又は民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が継続中の会社である場合は除くものとする。

ａ　親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、ａについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が継続中の会社である場合は除く。

ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑵　代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　本事業に係る業務に対応した予決令第72条の資格の認定を受けている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長（以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく再認定を受けていること。)。

③　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（上記②の再認定を受けた者を除く。)。

④　入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年３月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止措置を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱について」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱について」(平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　近畿地方整備局が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー株式会社(協力事務所として東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー＆マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業))、株式会社日建設計又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑥　本事業に係る民間事業者の選定を行うための有識者委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

⑦　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑶　設計企業の参加資格要件　設計業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「設計企業」という。)は、次の①から⑪までの要件を満たすこと。

①　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。)における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。